

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会
第3回明日香村小委員会

平成21年4月17日

【事務局】 大変長らくお待たせしました。定刻でございますので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会第3回明日香村小委員会を開催させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、配付資料の確認でございますが、皆様のお手元に、一覧表とともに、資料1から8並びに参考資料1から4をお配りしてございます。また、各委員、事務局の一部には、これまでの小委員会でもお配りしております、明日香村に関する基礎資料、それから古都法及び明日香法に関する基礎資料を補足資料として配付させていただいております。ご確認をいただきまして、過不足等ございましたら申し出ていただきたく存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、引き続き議事に進みたいと思います。まず初めに、2月27日付で、社会資本整備審議会委員の改選が行われました。その際、当小委員会の委員におかれましては、A委員並びにB委員が改選の対象となられておりましたが、全委員ともに再任されておりますことをご報告申し上げます。

委員の改選に伴いまして、再度、資料2の「小委員会の議事運営について(案)」についてご承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 特にご異議がないようでございますので、本小委員会の運営につきましては、引き続き、この(案)のように取り扱ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、委員長の選出を行いたいと存じます。委員運営第1によりますと、委員長は委員の互選により選出することとなっておりますが、事務局といたしましては、引き続き越澤委員に委員長をお願いしたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。それでは、皆様ご異議がないようでございますので、引き続き越澤委員に委員長をお願いしたいと存じます。

それでは、これからの議事進行は、委員長をお願いしたいと存じます。

なお、ご発言いただく際に、目の前にございますマイクのスイッチをオンにさせていただきまして、ご発言の終了後はスイッチをオフにさせていただきようお願い申し上げます。

【委員長】 おはようございます。それでは早速議事に入りたいと思います。

では、これから議事に入りたいと思います。早速でございますが、委員の任期の改選に伴いまして、事務手続等がどうしても再度必要になりますので、引き続き、この小委員会の公開について、再度皆様にお諮りしたいと思います。

資料3をごらんいただきたいと思うのですが、前回の2月までの小委員会のとおりでございますけれども、引き続きこのとおりで、議事の公開について進めたいということで、ご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。それでは引き続き、同様にこういう処置をするということにしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、本日は特段カメラ撮りもないようですので、引き続き入ります。議事進行でございますが、お手元の議事次第にございますように、本日は、前回までのご議論を踏まえて、小委員会報告に盛り込むべき事項(案)についてということで、いよいよ取りまとめに向けての対応に入ってくるという段階になってきました。そういうことで、これまでの小委員会のご審議を踏まえて、事務局のほうで、この事項(案)について用意いただきましたので、まず、これについてご説明いただいた後で、各委員の方々からいろいろご発言、ご質問、質疑応答をさせていただきたいと思います。

また、できましたら、国の事務局としても、この小委員会の成果を、なるべく早くいろいろな政策の具体化を図りたいというご意向があるようですので、本日も審議いただいた結果をもとに小委員会報告案を取りまとめさせていただきまして、それをパブリックコメント等に諮るということで、この小委員会の取りまとめの、大体いつも共通の手続でございますが、実質的な審議は、基本的には今日で、ある程度終えまして、パブコメ、その後、またパブコメなどに対して各委員から当然ご意見があると思いますので、パブコメに対する国民各層からの反応と、各委員からのご意見をさらに精査させていただいて、それをもとに、次回の小委員会は最後の承認にいきたい。そのようなことで、スケジュールについて

事務局からの要請も議事の最後あると思いますので、そういうこともお含みおきの上で、本日はいろいろ活発なご意見を賜ればと思っております。

早速でございますが、資料5については事前に委員に送っていただいていますね。ですので、ある程度お目を通していただいていると思っておりますが、簡潔にということでご説明いただいて、さらに質疑応答に入りたいと思います。

ご説明ですが、時間はどのぐらい必要でございますか。

【事務局】 20分程度いただければ。

【委員長】 わかりました。そういうことで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】 それでは、お手元の資料4、5、6につきまして、一通り説明させていただきます。

資料4につきましては、これまでの小委員会でもいただきましたご指摘を取りまとめたものでございます。したがって、大変恐縮ですが、これにつきましては説明を省かせていただきまして、適宜ご参照いただければと存じます。

資料5、資料6で、小委員会報告に盛り込むべき事項ということでもまとめております。資料5のほうが、全体の概要を1枚でまとめたものでございます。この全体構成につきまして、まず、資料5で説明させていただきます。

資料5で、黄色のところをごらんいただきますと、大体5項目ぐらいで構成しております。これにつきましては、これまで基幹的な生活基盤のキャッチアップの支援というものが施策の主体でありましたが、3次にわたる整備計画によりまして生活基盤が充実してきたことと、今後の支援を考えるに当たりましては、明日香村をめぐる状況変化を踏まえることが必要という認識のもとに、このような構成としたものであります。

各項目について簡単にご説明いたします。まず最初の、歴史的風土の保存の経緯、あえてこれを設けた背景は、この審議会における今のような検討は、おおむね10年ごとに行われている。それと、明日香法制定後30年が経過しようとしている。それと、昨年度からの小委員会でもいただいたご意見等を踏まえると、明日香村の歴史的風土の保存、その意義に関するような意見が多かったことなどから、改めて経緯、それから保存の意義を認識する必要があるのではないかということで設けさせていただいた次第です。

2番目の、これまでの取り組みについてですが、これも、3次にわたる整備計画の推進によりまして生活基盤の水準が向上してきていることをはじめとする、これまでの取り組みがあって、現在のこのような歴史的風土がおおむね良好な姿で保存されているというこ

とを確認するために設定したものであります。

3点目の現状と課題でございますが、今後の取り組みの方向性、それから施策のあり方を考える上で押さえておくべき社会経済情勢の変化による明日香村をめぐる状況変化等を確認するために、3番のような項目を設定しております。

4番で、今後の方向性でございますけれども、現状と課題も踏まえまして、今後の取り組みに当たりまして配慮すべき観点等を提示したものでございます。

5番目で、今後取り組むべき施策のあり方では、土地利用、景観、歴史的・文化的遺産、産業振興、支援のあり方といった順で記載しております。この順番につきましては、まず、これまでの古都保存の取り組みの中心であった土地利用というものを最初に掲げまして、次いで歴史的風土の重要な構成要素であります景観、それから歴史的文化的遺産、そして、これらを活用して観光と産業振興を図るという考え方のもとに、このような順番で設定しております。

中身につきましては、資料6の本文に基づきまして、一通り説明させていただきます。資料6の1ページ目をごらんいただきたいと存じます。

まず最初に、明日香村の歴史的風土の保存の経緯でございます。(1)の1つ目の○から、古都保存法制定の背景、法律により設けられた措置、それから、明日香村が古都保存法により古都の一つに指定されたということについて触れております。

(2)、下のほうに、「明日香法制定へ」と書いてありますが、ここでは、タイトルのとおり明日香法制定に至る背景、開発の波から守るため、昭和45年の閣議決定等を経まして、昭和55年の制定に至るまでの経緯というものを記載しております。

2ページ目でございます。9行目で、明日香保存にご尽力されました御井敬三さんの声の直訴状の中の1節を引用させていただきつつ、歴史的風土の保存と住民生活の調和が図られてきたということに触れさせていただいております。

(3)につきましては、しからは明日香法はどのような意義等があったのかということについて、簡単に触れさせていただいております。

1つ目の○では、歴史的風土が良好な状態で保存されていること。

2つ目では、歴史的風土を保存することを選択したことが今につながっている。

3つ目では、昨年度、歴史まちづくり法が施行されたように、その活用が大いに期待されているというような状況に見られますように、歴史的文化的遺産といったものが社会的な共通資産として見直されまして、それらを活用した地域づくりの重要性が現在では非常

に高まっている。明日香村に関しては、これまでの取り組みにより、むしろこれらの地域づくりを志向するような地域のトップランナーになっている。そして、歴史的風土の保存によって価値が生み出され、その価値によって、また歴史的風土の価値が高まってといったような、いわばスパイラルアップが図られてきたことを認識することの重要性といったものを述べさせていただいております。

続きまして、3ページ目でございます。これまでの取り組みについてです。

1点目では、2種類の歴史的風土特別保存地区等の土地利用規制により保存されてきたこと。

2点目の○から、3次にわたる整備計画により生活環境等の整備推進が図られてきたこと。それぞれの計画の推進の観点でございますが、すなわち、第1次から2次の整備計画ではキャッチアップの観点が重視されていた。3次計画では、それに歴史的風土の創造的活用の観点が加わったこと。

続きまして、明日香村整備基金、それから明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金によりまして、建築物等と歴史的風土の一定の調和、各種オーナー制度等の取り組みが行われまして、住民のご理解、意識の醸成、向上につながってきた。

それと、これも1回目の小委員会で簡単に紹介させていただきましたが、村民アンケート結果で、明日香法に対する規制感が薄らいできている。むしろ明日香法が村の活性化等に寄与しているという評価が高まっているといったようなことについて触れております。

4ページ目でございます。ここでは現状と課題ということで、各観点から、できるだけ押さえているといったものでございます。

まず、社会経済情勢に伴う変化といたしまして、人口減少、高齢化の進展が見られる。これらに伴って農林業等地域産業の衰退が顕在化してきている。それが明日香村の田園景観に影響してきているということについて触れております。

こういったマイナス面だけではなく、例えば24行目では、歴史的風土の創造的活用という観点からの地域活性化の考え方のもと、各種オーナー制度等の住民の創意工夫を生かした取り組みが展開されつつあるというプラスの状況も見受けられるところでございます。

駆け足で恐縮ですが、5ページ目でございます。歴史的風土の保存の状況の観点でございます。法に基づく土地利用規制等によりまして、おおむね良好な状態で保存されてきておりますが、これも委員の皆様方にはご案内のとおり、現地視察等でごらんいただいたように、法制定以前から存在している工作物、周辺の景観となじまないものの中にはちょぼ

ちょぼと見受けられる。

それから、15行目の○のところがございますように、50ヘクタールに上る古都保存法による買入れ地は、管理されていない部分も多く、これらが景観の支障になりつつあるということ。

それから19行目、20行目で、プラスの動きといたしまして、住民、企業等による景観保全にかかる活動も行われつつあるということを紹介しております。

その下の、歴史的文化的遺産の状況でございます。これにつきましても、これまでたびたびご意見がありましたように、多くの貴重な歴史的文化的遺産が存在しているものの、見えないものが多い。それがわかりづらいというご意見をいただいております。それと、これまでも幾つかの整備、取り組みが行われておりますが、例えば明日香の歴史的文化的遺産とはこうあるべきといったような共通の考え方がないままに、それぞれ取り組まれており、解説等も不足しているため、それもわかりにくさにつながっているのではないかとといったことを挙げさせていただいております。

次に、6ページ目、(4)といたしまして、観光や交流の状況でございます。交流に資する取り組みといったものも幾つか行われてきておりますが、宿泊滞在型観光への対応、それから情報面での対応、観光・交流の基盤となる交通面での対応が不十分であること、特に昭和45年の閣議決定に基づきまして、明日香らしい観光を誘導する周遊歩道というのが設けられておりますが、老朽化、機能の面で課題を抱えているということについて触れております。また、にぎわい機能の集積を目指して設定された「にぎわいの街特別用途地区」においても、十分に活用されているとは言えない状況であるということでございます。

これらの状況を踏まえまして、今後どのように取り組むべきかということについてお示ししているのが、4番の今後の取り組みの方向性でございます。ここでは大きく3点掲げておりまして、1点目は、引き続き歴史的風土の創造的活用の観点は、維持というよりも、今後、より深掘りしていくということになりますが、2点目は、ナショナルミニマムを求めるということではなくて、地域の実情に応じた望ましい発展を目指す段階にあることにかんがみまして、自立性を高めること。3点目は、徐々に組み込まれつつある交流の取り組みの輪をもっと展開させることが望ましいといったことでございます。

なお、2点目で言う、「自立」という言葉でございますが、国、県等のバックアップはありながら、村の独自性を生かしていくという意味で使用しているものでございます。

続きまして、7ページから、各課題についてどのように取り組むべきかといったことを、
5. 今後取り組むべき施策のあり方という形でまとめております。

初めにという趣旨で、3行目、6行目に2点ほど掲げさせていただいていますが、1点目は、今あるこの姿が1300年の集積である。今後も脈々と引き継がれていくべきものとの姿勢を示しております。

2点目は、地域固有の文化等を継承していくことの重要性、さまざまな取り組みを有機的に関連つけて重点的に取り組むことが明日香の魅力向上につながり、また、これからの生活基盤といったものにつながるという認識が重要というふうに掲げさせていただいております。

各項目でございますが、1) 土地利用のあり方です。まず、村の存立にかかわる重要な要件としての人口確保について掲げております。そのためには、市街化区域等の活用、そしてストックの有効活用という観点から、空き家の活用を掲げております。空き家については、希望者への情報提供等はもちろんです、ストックの確保というのが重要でございますので、村民の協力も必要であり、そのための啓蒙も必要となっております。

28行目では、古都保存法による買い入れ地です。これは、景観阻害要因候補というふうに先ほど紹介させていただきましたが、これについても、むしろストックの有効活用の観点から、景観の向上に資するよう管理活用を図るべきである。そのためには、地域の実情を反映した活用等ができる仕組み、そのための支援が必要としております。

次に、歴史的風土にふさわしい景観の維持・向上の観点、8ページ目でございます。これまで法規制により、景観の維持・向上に相当程度の効力を発揮してきておりますが、個別には風景、風土となじまないものも散見されるというのは先ほどご紹介したとおりです。個別に散見されるということは、より地域の実情に応じたきめ細かな景観コントロールの導入が必要ということでもありますので、それが景観計画等ということになります。

では、その景観計画をどのように策定すべきかということでございますが、15行目からありますように、ご案内のように明日香村の古都保存法、風致条例等の関連、それから多くの歴史的文化的遺産が広く分布しているといった状況でございますので、ということは、それぞれについて整合が図られ、連携して、よりよい方向で作用することが望ましいので、そのため、策定に当たっては、関係者から構成される景観協議会の活用が必要ではないかというふうにしております。

また、景観計画の策定というタイミングでございますので、個別の景観対策にも取り組

むべきではないか。景観阻害要因の改善の促進、そのための支援措置で、村全体に関しましては、歴史的風土保存地区等の点検も望まれるというふうにとまとめております。

また、別の観点では、企業等による景観保全の取り組みをより拡大する。交流の拡大にも資することになりますので。そのためには、初期段階での活動の後押しといった支援、機会の創出が必要ではないかというふうにしております。

9ページ目でございます。歴史的文化的遺産の保存と活用でございます。4行目から書いてありますように、これまでも積極的な取り組みがありまして、また、特徴ある遺跡の整備が求められているという状況の中で、多くの人々に明日香を知ってもらい、理解してもらおうというための取り組みとして、関係機関が連携するということが重要ではないか。その関係機関共通の歴史展示のあり方といったものを、整備計画を策定する県が関係機関と連携、協力して取りまとめることが必要ではないかと考えております。この部分はむしろ今まで不十分と言われていた部分でありまして、次期整備計画においてもこのようなことを盛り込み、取り組んでいくべきではないかというふうにしてございます。

このような共通認識を踏まえるということになります。昭和45年の閣議決定によりまして国営公園が設置されております。この国営公園につきましても、歴史文化学習の拠点としての役割の充実を図る。それと拠点施設間、史跡等との連携の強化のためのネットワーク化の充実、それと、これも今までご指摘いただいたように、視覚的にも理解しやすいようなソフト面での対策、充実等が必要というふうにしております。その際、世界遺産登録を目指すということで、世界遺産としてのふさわしさといったことも意識する必要があるのではないかというふうにしてございます。

21行目からの4)でございます。産業振興による地域活力の向上についてでございますが、23行目から書いてございますように、歴史的風土の重要な構成要素である田園空間等、「農」空間の維持・再生の必要性で、そのためには、基盤整備以外にも、農業生産を通じた景観の維持・再生支援、それから観光とタイアップした交流促進にもつながるようなオーナー制度等の拡大、明日香ブランドといったものの確立による付加価値の向上、従事者の所得、意欲向上につながる取り組みの拡大支援といった、現在の需要等に沿った取り組みの支援の必要性に触れております。

また、定住人口の確保にもつながるといった観点から、新たな担い手育成にかかる取り組みも重要でございます。

次に、観光でございますが、歴史的文化的遺産のところでも触れましたが、観光・交流

の促進を図るためにも、総合的な取り組みの戦略といったものが必要ではないかとしております。10ページ目でございますが、戦略的に取り組むという前提で、PRについて、まず、明日香を知ってもらうということで、体制、ツール、コンテンツの面で充実が必要と、多様な宿泊滞在型ニーズへの対応が必要ではないかというふうにしております。

それから、観光・交流を支える基盤ということで、15行目から触れておりますが、体系的、計画的に取り組むべく現状を点検し、そこからどのように交通のあり方を構築していったらよいのかという検討の必要性を述べております。特に、先ほどご紹介いたしました、明日香らしさを引き出すという周遊歩道の再整備の必要性についても触れております。

また、奈良はさまざまな観光エリアが存在するというので、広域的な連携による観光の位置づけというのも効果的ではないかというふうにしております。

それと、歴史まちづくりが全国に展開される中で、27行目に書いてございますように、伝統的民家により形成される昔ながらの町並みを活用して、明日香におけるもう一つの魅力の創出といったものの充実を図ることも重要ではないかというふうにしております。

最後に、5) 今後の支援のあり方でございますが、まず、整備計画につきまして、次期整備計画では、もちろんこれまでの整備計画でいうところの基幹的な基盤の整備、これは継続、積み残し事業、更新を迎えるものへの対応といったことになるでしょうが、引き続きこれらには対応しつつ、それに加え、概念といたしましては、先ほど述べました創造的活用、自立性の向上、交流を深めるといったような、それぞれを後押しするような計画、例えば景観の向上とか観光・交流の促進、明日香の魅力を高めるような歴史展示のあり方、明日香らしさ、すなわち文化的なものをより活用するといった、いわばこれからの将来の生活基盤につながる取り組みを推進するような観点を重視した整備計画としていくことが必要ではないかというふうにしております。もちろんその推進には、引き続き国、県の支援が必要不可欠でございます。

最後、11ページでございますが、繰り返しになりますが、10行目から、これからの生活環境整備に加えて、どのような分野への支援に重点を置くべきかを示しております。あわせて、明日香村整備基金の運用益が大幅に減収しているという中で、引き続き村の主体的取り組みを支援するという観点、新しい課題への対応といった観点から、歴史的風土創造的活用事業交付金の延長や拡充が必要ではないかというふうにしております。

最後に、これもこれまでの小委員会でたびたびご指摘いただいたことですが、さまざまな取り組みが行われているものの、それがどのようにお互いつながっているのか見えにく

いといったご指摘への対応というものをイメージいたしまして、マネジメント、今いうところの政策評価と言っていいかもしれませんが、そのような仕組みの導入が必要ではないかというふうにしております。この仕組みの導入によりまして、まず、目標設定を行いまして、各種取り組みが位置づけられまして、実施・検証され、それぞれの取り組みの位置づけ、方向性、関連が明確になり、次のステップへの発展につながるという効果が期待されるのではないかというふうにしております。

以上、駆け足でございましたが、説明を終わります。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明がございましたが、ご質問、ご意見を含めて、いろいろご発言いただければと思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【C委員】 報告（案）を読ませていただいて、非常によく整理されて、まとまってわかりやすくなったなという印象を持ちました。

それで、二、三ちょっと気になるところを述べます。一番最初のところに非常にいい書き方をさせていただいて、「明日香の古京を逍遙すれば」という文章ですね。こういうふうにほんとうに整備されつつあるのかというところが気になるところでありまして、そういう方向でうまく全体をまとめていただければいいかなと思います。ほんとうに明日香を訪れば、昔からの歴史、日本の国土の発展がこういうふうになってきたんだよというのがわかるような形の全体的なイメージづくりができればいいのかなと思います。

それから、土地利用に関する話なんですけど、歴史的風土というのは、ある程度いろいろな資産があつて、それを順次整備していきましょうという方向。それはいいと思ひます。いろいろな過去からの継承という部分では、農業とか林業というところがあるんですけども、林業部門のところはあまり入っていないかなという気がします。かなりの面積が山でありまして、そういう所を少しずつ利活用していく活動も必要になってくるのかなと思ひます。

そういうことを考えたときに、例えば今までの明日香というのは、そういう歴史的部分も非常に重要だけれども、プラスアルファの何か新しいアイデンティティーみたいなものが追加できないかなという気がしました。例えばエコとか、最近はやっているリサイクルとか、昔ながらの生活というのは多分、そういう形に基づいていたわけですね。資源を循環的に利用するようなシステムが昔あつたのに、今は壊れてしまいましたよと、そういう

のが実体験できるような、昔の生活体験空間みたいな方向性が出せれば、これは単なるアイデアなんですけれども、おもしろいかなと思います。

例えばこの間、オーナー制度の棚田の第1回目の集まりがありました。れんげ祭りといって、イベントなんですけれども、例えばわらじづくりをやりまして、それから、ただ杉の木を切る、そういうお遊びを導入しているわけです。都会の人たちというか、我々というのはそんなことをやったことがなくて、非常にみんな興味を持って、わらじづくりなんか、時間を超えても一生懸命取り組んでいる。そういう昔ながらの地域にある資源を有効に利用して、それをまた体験してもらうようなシステムができるとおもしろいかなと。子供なんか、あまりのこぎりとか使ったことがないんですが、ちょっと杉を切るだけで、例えばなべ敷きができる。もうちょっと加工して焼きを入れてやると、杉の焼いた模様の入ったなべ敷きが自分で体験してできるというような、そういうやり方が入ってくると非常におもしろいと思います。

最後のところに、有機的な連携といいますか、いろいろな部門の連携を強めていくことが重要であるということを書いていただいて、非常にいいと思います。そういう連携を具体的にどういう形で進めていくのか。村の自主性というところはあったんですが、具体的に村の自主性を、だれがどういうふうに発揮していくのかというところが、これからいろいろご検討していただけると思うんですけれども、はっきりすればいいかなと思いました。以上です。

【委員長】 ありがとうございました。

今のご指摘についてはいかがですか。書き込みを含めて、ある程度、もしご意思があれば、なるべくこの場でご判断をいただけるとありがたいです。

【D委員】 今のC委員のご意見について、事務方があまり迎合的に答えるとちょっと感じが違うので、発言させていただきませんが、明日香に立てば歴史がわかるかという、私はわからないと思います。歴史というのは、視覚的に提示する方法がまだ開発されておられませんし、明日香の大事な部分は地下にあります。奈良市に立つと、私の部屋から東大寺が見えますが、これは歴史がある程度わかるということですが、明日香はわからないと思います。わかるようにできるのかというのがこれからの課題だと思います。

それと、自然の保存、棚田、景観もそうですけれども、明日香にとって一番大事かという、これはほかの村、ほかの里山でも景観保持、棚田というのは大事です。古都保存法の系列から来ている明日香法で、明日香が農業、林業の保存の義務を、他の地域以上に負

うのは必要なのかどうかという点についてはご議論をしていただきたいと思います。ほかでも大事ですので、世界遺産の登録をするときに、よくある批判が、単なる里山と同じじゃないか、何が世界遺産になるのかということですが、歴史というものをどのように我々が考えるかということで、世界遺産になるかどうかという評価の分かれ道になるように思いますので、多少意見が違ふように思いましたので、この時点で発言させていただきました。

【C委員】 確かに他の農村とどこが違うんだということはあると思います。山だって、里山だって、棚田だって、どこにもあるじゃないかと。確かにそれはそうなんです、逆にそういうのが衰退してしまうということが一番怖い。全国的な流れとしては、そういうところはどんどん衰退して行って、ほとんど影も形もなくなってくるという状況があるわけで、そうした状況と歴史をうまく組み合わせれば、新しいアイデンティティーになると思います。さっき言ったような資源循環的な取り組みを、明日香として積極的に進めていますよというところも売りにできないのかなというのが意見です。

例えば、わらじづくりが代表的なのかどうかかわからないんですけども、そういう伝統的なわざとか、日本人が持っていたような知恵みたいなものも一つの資産だと思うんですね。地下に埋もれている遺跡ばかりではなくて、そういうソフトと言ったらおかしいんですけども、そういう伝統が今まで継承されてきましたよというのも一つのアピールだと思います。途切れた部分もかなりあるわけですけども、そういう部分も維持・継承していかないと、日本の文化もだんだん影が薄くなっていくのかなという気がして、今のようなことを申し上げたわけです。

【D委員】 ご趣旨はわかるのですが、明日香でか？ということが我々の一番の課題だということだけ申し上げた次第です。

【E委員】 今の点で1つあるんですけども、私はエコミュージアムとやっているの、明日香まるごと博物館だというときも、それはそうだと思うんですが、少なくとも明日香村は地下に今、壮大な収蔵庫を持っていることだけは間違いないなと思っております。それを企画展なり常設展として前へ出していくことはまだ十分できていないんですけども、地域の人からいうと、その後、出てきた農業というものが、いわゆる優しい土といったものが地下の収蔵庫の遺跡を守っているんだ、自分たちが農業をやってきたから、今まだこれが何とかなるという誇りはあると思うので、それに対する尊敬の念、敬意というのはどうしても必要かなと思いますので、やっぱり農業、農業景観というのは大事だなと

思います。

全体に書いていただいたことは、どこもけちをつけるところはないので、大変ありがたいなと思っておりますけれども、この委員会が始まってからも、何度も人口に関してはいろいろな問い合わせがあったり、質問したり、されたりすることが多くて、よく考えると、人口は減っているんですけれども、出ていく人は、出ていきたくて出ていったのか、それから、入りたい人がたくさんいるのに入れないだけけれども、どうしたらいいんだろうという質問をよく受けるので、私もそういう立場で入っているんですけれども、子供の教育のために、都会を離れて明日香のようなところで暮らしたいんだという方が、この質問を受けたんですけれども、どうやったら家を借りられるでしょうねと。家がいっぱいあいてるのに借りられないといったところを、もっと積極的に何か、出ていきたくないのに出ていってしまわなきゃいけないことと、入りたいのに入れないという、普通の過疎地とはちょっと違う状況が明日香村にあるんじゃないかなと。ここを何とかいい仕組みができたらいいなと思います。

それから、規制、規制でやってきましたけれども、これからは規制ではなくてプラスのルール、F委員が飛驒の古川の話をしたときに、つくればつくるほど、この町はよくなってしまっているじゃないか、普通はつくればつくるほど町は壊れるのにと。それは、飛驒のたくみの相場崩しとか言われるルールがあって、自分たちのおきてのもとに、やればやるほど町が楽しくなって、よくなっていく。そういうルールをどういうふうにつくっていくのかな。もっと地域の人たちを褒めていくようなルール、そしてやればやるほど自分たちが得するようなルールがないと、やっぱりうまくいかないなと。そういうルールづくりが今後必要だなと思います。

もう一つは、これから世界遺産も登録しようとしていますし、今は、むしろ観光客があまり増えないよという話をしているんですけれども、今後爆発的に増えるということもあり得ますので、遊歩道の整備というのはどうしても必要なことだなと思います。それは、明日香村まるごと博物館で、今度、全村が観光の対象になっていきますので、そうすると、お客さんたちは全村に入っていってしまって、プライバシーも何もなくて、どこへでも入っていってしまう。そういう場合に、遊歩道というものを通して、できればそこを歩いてください。そのことによって、村民は自分たちの個人情報、プライバシーを守りたいといったところでは、あまりどこへでも入っていかないようにする。

それ以外はどうしたらいいかという、やはりインタープリター。今、ボランティアガ

イドがおりますけれども、ボランティアガイドの方と一緒に場合には、ここを歩いても結構ですよ。これは、滋賀県の高島の針江という地域が、こういうのを下げている人しか町を歩いちゃいけない、追い出しますよということを言っていますね。ボランティアガイドと一緒にじゃなければ追い出しますよ。そのかわり、そういう方と一緒にだったら台所の中までも見ていただきますよという観光をしておりますけれども、そういったことが、少し先走りですけれども、明日香村では必要になってくるだろうな。お客が来てしまってから、ああーと、家の中まで、かつての高松塚古墳のときのように、知らない人がうちのトイレにいるよとか、あの人どこかへ行っちゃったといったら奥で電話していたとか、今はそういう事態はないんでしょうけれども、そういうことがないように、お客さんに守ってもらえるようなルールをつくる必要があるかなと思います。

それから、そろそろ、明日香村には歴史資料館があったり、万葉、県の記念館、文化館があったり、すばらしいものがあるんですけども、ところが、今こうやって議論しているように、こういうことを1カ所でわかるようなところはないんですね。何か明日香のコアと呼べるような、明日香全体像がわかるようなものが、ハードをつくるのはいいこととは思えないんですけども、そういったものも試みられる時期にあるのかなという気がいたします。

【委員長】 どうしますか、事務局、答えますか。もう少し聞きますか。

では、よろしく。

【G委員】 世界遺産の話が出ましたので。飛鳥・藤原の世界遺産登録に向けて、奈良県が中心となって動いておられますが、私やF委員もそれに協力をしておりまして、そのときに話題になるのは、今回の答申のコンセプトの柱にある、「古代国家形成の記憶」といいますか、それをコンセプトにして、それに係わる資産がたくさんある飛鳥・藤原を世界遺産として登録するというを柱にして進めていこうということで進んでおります。

しかし、これまで、明日香のように地下に埋もれている歴史遺産、文化財については、世界遺産としての真実性とか普遍性の価値の中にきちっと位置づけられるような議論が十分されたことがない。ですから、世界的に見た場合には、それはほんとうに価値があるものかどうかと、そこから説明しなければいけないという状況にあるかと思えます。全く新しい概念の遺産ともいえるもので、非常に高いハードルがあることを承知しながら、明日香方式みたいなことで、まさに地下に埋もれている遺産、さっきもちょっと話にありましたような無尽蔵の歴史文化遺産が包蔵されている明日香の世界遺産への登録に向けて取

り組んでいく、一方では、そういうものがイメージできるような、目に見えるものが必要になってくるかと思います。

そういう視点で、これから世界遺産の登録に向けて、繰り返しになりますけれども、逃げるのではなくて、明日香方式というものを世界に訴えていきたい。これは日本の埋蔵文化財の一つの特性でもありますので、そういうものを逆に売りにしていくということを模索していきましょうということでございます。これはまさに今回の議論に深くかかわってくることだと思っております。先ほど来、議論になっていましたことに関連して、そんなことを考えているということだけお知らせしておきたい。

それから、キトラ古墳の壁画をどうするかという問題、これは文化庁サイドでもさまざま議論等がなされていますけれども、国交省も、国営公園の中でキトラ古墳館みたいなものを考えておられるようで、それをどういう内容のものにするのかというようなこともいろいろ議論されているようでもありますけれども、あまり矮小化しない、例えばキトラ古墳だけ、キトラ古墳の壁画を展示するための施設というような、あるいはその周辺ぐらいに問題を絞るのではなくて、むしろキトラ古墳とその壁画から、先ほど来、申し上げているような、国家形成が見えてくる。それは東アジア社会の中における日本の国家形成というものを、非常にわかりやすい形で壁画が示している。高松塚古墳の古墳も壁画も含めて、そのような評価が必要かと思えます。

そうすると、そういう意識を柱に据えたような展示といいますか、あるいは研究施設といいますか、要するに東アジアだけではないかもしれませんが、壁画、古墳の保存研究施設の一つの拠点というような考え方を盛り込むべきではないかというふうに今、考えておりました、そういう意味では、明日香の文化財の利活用の中の一つの中核的施設、先ほどE委員から、全部集中した施設というお話がございましたけれども、そういったことも必要でございますが、一方では、幾つもある拠点それぞれの特性を生かしたような、相互にリンクさせるような、そういった中核的施設という位置づけが必要じゃないかなというように考えております。

【委員長】 さらにご発言ございますか。村長、いかがですか。

【H委員】 いろいろなご意見をいただいてありがとうございます。G委員に教えてほしいんですが、1300年、明日香ということで、ここに書いてあるんですけども、これは1400年ですか。1300年ですか。

【G委員】 飛鳥時代の始まりをどこに位置づけるか、歴史認識の問題ともかわりま

すが、一般的には推古天皇が豊浦宮に即位した593年、あるいは飛鳥寺の造営を開始した588年とに位置づけられます。そうしますと、1420年ぐらい前から、だれもが認める飛鳥時代と考えていいのではないかと思いますけれども、1300年はちょっとまずいかと思いますね。

【H委員】 ありがとうございます。ということですので、このくだりは、私もいつも気になるんですけども、訂正していただきたいなという思い、それは事実的なことかなという思いがしますけれども、もう1点は、日本の心のふるさとという歴史的風土、このテーマは、先ほどD委員さんおっしゃったように、どこにでもあるテーマというか、うたい文句じゃないかなという思いがしますので、これもまた木下委員にお聞きしたいんですが、日本国家の出発というか、始まりというか、日本民族の原点というか、そういう言葉を使うというのは、まだ歴史的に解明されていないですか。

というのは、古都という中で、たくさんことがあります。その中の一つかな、明日香はそうじゃないのと違うかなという、60年近く考古学の皆さん方が発掘されてきた中で、そういう自分勝手な歴史認識をつくりかけているもので、確認をお願いしたいなという思いがします。

【G委員】 日本の国、国家というのはいつ誕生したか、これは考古学界、あるいは古代史学界で長い議論がある問題です。七五三論争というものがあります。日本の古代国家は3世紀に誕生したという説、5世紀に誕生したとする説、7世紀に誕生したとする説です。大半の人は、7世紀の飛鳥の最終段階の律令国家の成立をもって日本という国が誕生したというふうに考えるわけですね。

ですから、冒頭に出てくるような、「古代国家の成立過程」という言葉でもいいと思いますが、「古代国家の形成」という言葉を使います。要するに6世紀の終わりから7世紀の100年間、まさに明日香が政治文化の中心であった時期が、国家形成期にあたります。国家はいきなりできるわけではありませんで、東アジア社会のさまざまな制度、文化等を取り込みながら誕生してくるわけですので、むしろそこところが明日香の歴史の特徴でもありますし、明日香の文化遺産の特徴でもありますし、まさに明日香村が日本、あるいは世界に誇れるものではないかと思います。その点を明確にしておいたほうがよろしいかと思えます。

ですから、単に古都ではないですね。もちろん古い都の一つでありますけれども、まさにそういったほんとうの意味での都が形成された拠点といいますか、歴史の記憶を長くと

どめている場所だというふうに考えたらいいのではないかと思います。

【H委員】 ということは、相当、明日香法の原点が変わる可能性があるのではないかと。もっと、どこの国にもその国の生い立ちというか、これは1つには宗教的などころが相当絡んでくると思うんですが、その国の国民、民族を統率していく中では、そういう宗教的などころが多分に影響しているだろうという思いもしますが、そのことによって、また世界遺産の登録へ向かってのコメントの仕方、そして明日香法のコメントの仕方、また国のかかわり方というものは、私はここ10年、20年、高松塚が発掘されてからですかね、相当認識を変えていかなくてはいけない時代に来ているんじゃないかなという思いがいたします。以上です。

【委員長】 ほかにいかがですか。

【事務局】 大変重要な観点でいろいろご議論をいただいたんですけども、それを最終報告にどういうふうに落とし込むかということで、少しお話をさせていただければと思いますが、今の原案ですと、1のところ、明日香の歴史的保存の経緯ということで、今までの流れだけを書いているんですが、それを見据えながら、(3)のところ「意義」と書いてありますが、歴史的風土の保存の経緯と意義というようなものをもう少し明確に書くということがあるのかもしれないなと思って伺っておりました。

その中のキーワードというのは、G委員がおっしゃった、東アジア社会の中での古代国家形成の核であるという認識のようでございますので、この辺は、我々も専門家ではございませんので、むしろ文化庁なんかの教えも聞きながら、最終の書きぶりとか、どこまで書けるのかなというのは勉強し、また、ご指導いただかなきゃいけないと思いますが、そういうところで、関村長が、明日香法の原点が大きく変わったんじゃないかというところまで書き込めるかどうかというのは、基本的には歴史的風土を良好な形で維持・継承し、これからもその延長線上で、今までの成果を踏まえて、今後10年やっていくというようなことなんだろうと思っておりますが、その意義づけについて、D委員のほうからも、展示の問題も含めていろいろお話しいただいたんですが、その前提となることを少し入れられないかなということでございます。

その上で、今後取り組むべき施策のあり方の中で、特に歴史的文化的遺産の保存と利活用のところで、いろいろなネットワークとかそういうことも書いてございますが、もう少し個々のあり方について、今までのキトラの話ですとか、あるいはどこか拠点でというようなお話もありましたので、そういうことも含めて、検討の必要性というのをどこまで書

き込めるか、もう少しご相談をさせていただければと思っています。

なお、農業とか林業の話が出まして、林業の書き込みがちょっと弱いので、そこはあれするかもしれませんが、全体の中で、どういうふうに受けさせていただくのか検討させていただきたいと思います。

【委員長】 今、お手元の参考資料3-1に、明日香村の第一次報告がございます。このときに、文章としてはそれほど多くないのですが、明日香の地域の日本の歴史の中の意義ということを書き込んだということがあります。ですから、これのことも今回の小委員会報告の文案について、こういう蓄積もありますので、いろいろご検討いただくといいのかなと。

それから、先ほど、せっかく引用していただいた資料6の2ページの、「明日香の古京を逍遙すれば」という括弧書きは出典を明記したほうがよいですね。むしろ冒頭に書いた方がよいかもしれませんね。こういう形で明日香が評価されていたという、それから古都保存法の制定、明日香法の制定という流れかなと思いますので、そこら辺をぜひ、文章を工夫していただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに、これまでご発言なかった方で。

【F委員】 今の課長のお話にもありましたけれども、1つは、頭のところできちんと意義を強調するというのは非常に重要だと思うんですね。特に今、G委員からありましたけれども、明日香の国家の中に持っている意味とか都市形成の中での意味ですね。例えば自然地形の中にどういう形で都市ができていったか、それは、その後の途上と違う形なので、その意義みたいなものは、今、世界遺産の議論の中で、深められてきているんですね。ひょっとすると、その周りの地形との関係なんかも非常に重要になってくる。それは、当時は守っていったんですけれども、そこまでは意識していなかったと思うんですね。それぐらいに深まってきているので、それは、まさしく明日香法できちんと守ってくれたから、今あるわけですから、その辺の法までやってきたことが新しい意味を持ってきつつあるということを書き込んでいく。

おそらくは、私、書き方を見ていると思うのは、最初はそういうことなんですけれども、問題がある。問題があるから何かしないといけないという形で書いてあるんですけれども、ただ、最後の取り組むべき施策を見ていくと、やるべきことだけ書いてあるわけなんです。大きなスタンスとしては、これまでやってきて、ある種、土地利用を抑制的にやってきたことがさまざまな価値を生んで、意味を付加してきた。ですから、大きな枠組みとし

てはそれでいきます。

ただ、それでは問題が起きる部分があるので、例えば土地利用だと明日香村しか規制できないので、外との関係みたいなのは、今までの仕組みだけでは規制できないわけですね。産業の問題なんかは、スタティックな土地利用規制だけではできないので、そういうところに関しては、ある意味、例外的にいろいろなことをやっていきますと。ですから、基本的に、非常に抑制的なことはよかったんだと。それがいろいろな価値を顕在化させてきて、ただ、足りないところがあるから、そういうところに関しては、こういうこともやりますというような全体のフレームが必要なんじゃないかと思うんですね。

考えてみたら、ヨーロッパの都市計画って、全部そうなんですね。ここでやっているぐらいのことを全部やっているわけですね。非常に抑制的で、何か計画があるところだけ開発させるとか、やってきているわけで、ですから、その意味で言うと、ある種新しい形での大きなまちづくりというか、歴史的なものをベースとしたまちづくりの理想系に近づいてきているというか、ヨーロッパ的なものがこういうところでようやくできてきているという感じがするんですね。

そういう大きな枠組みの中で、その他の施策みたいなのがうまく位置づけられる書き方を、例えば4とか5の頭のところでうまく表現していただけると、そうしないと、おそらく後ろのほうだけ読むと、前のほうで言っていることとニュアンスが違ってとらえるんじゃないかなという感じがするんですね。そのこのところの大きなもの、論旨のフレームは崩さないようにしたほうがいいんじゃないかなと思います。

【委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【B委員】 関連じゃなくて、視点を変えさせていただきますが、私は観光に関してご意見を申し上げたいと思います。

10ページのところに、観光にかかわることがいろいろ書かれているわけで、従来から言われておりましたとおり、大都市部近郊の農村地域、あるいは山村地域といった一般的な問題は、この村にも抱えているけれども、この村の特徴は、非常に歴史的な意義と資産を持っている観光という種が何か使えるか、使えないかということにあるんだろうという気はするんです。その意味で、2つ目のパラグラフの中で、観光にかかわる総合的・戦略的・計画的な取り組みをやろうということについては、そのとおりだと思います。

ただ、その次のパラグラフが、まず、増加を図るために、国内外へ明日香村の魅力のPRが重要であると。ここが、先ほど来の議論をお聞きしていると、魅力という言葉だけじ

やなくて、意義をちゃんと伝えなきゃいけないという気がするんですね。それは、ヨーロッパの人たちなどが、特にガイドブックで、この明日香の地を訪れてみようかと思うきっかけは何なのかと思うときに、先ほど来、議論があったような東アジアの中での歴史の中での位置づけということは大変重要だと思うし、韓国、中国との比較をしていただくという意味においても、大変意味があるという気がします。

それを逆に考えたときに、これは資料編の補足資料に数字がいつも出ているわけですが、19ページに、観光客の特徴というのがありまして、これを見せていただくと、50代、60代、40代、団塊の世代までが多い。これは当たり前かも知れませんが、非常に気になるのは、19歳未満の来客が少ない。これは、団体の中での学校の団体が1%しかないというのと非常に同調するわけでありますが、要は、ほんとうに明日香村の意味や意義が、みんなが大事だと思うならば、何でここに学校の教育と連携した人が来ないんだと。日本の中でそんなに取り上げられていないとすれば、それをあえて世界に言うのは無理がある。日本の中でもそれをちゃんと位置づける必要があるので、教育との連携というのをしっかりと書くべきではないかというのが2点目であります。

その後で、県をはじめとする関係機関との体制のほうと、来訪者のニーズに対応したということしか書いていないので、そのすき間にある、やるべき、来ていただきたい方に対するニーズの情報提供というか、掘り起こしをするべきだというのが趣旨であります。

それからもう一つだけ、これはちょっと視点が変わるんですが、その次のパラグラフのもう一つ下に、観光・交流を支える基盤のお話が、この地区内の交通計画の話と、その下には広域周遊型観光の促進と、2つ書かれているんですが、ちょっと気になりますのは、ここに来る方たちは、先ほどの資料の19ページと同じで、見ていただければ、40%は自家用車と貸切バスなんですね。あとの方は、4割が公共交通機関で、車をどう考えるのか、要は広域的な交通体系をどう考えるのかというところが、今の2つのパラグラフの中では読み取れない。もう少し何か書くべきではないかと。貸切バス、レンタカーないしタクシーというのは、どういうふうにかこの地域で考えればいいのかというのを、もう少し議論してつけ加えていただいたほうがいいんじゃないかという気がいたします。広域的な交通体系を地区内の周遊歩道との関連も持って、うまくくみ上げないと、2つをただ重ねては、逆に言うと混乱を来しますから、そのうまい調和というのを目指すべきだということをはっきりとうたうべきじゃないかと思います。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

【事務局】 今回の観光の、特に意義の点、さっきからの歴史的な位置づけの話とも関連して、もう少し記述を工夫したいと思います。

また、基盤整備、交通体系の話も重要な課題であります。むしろその辺、具体的な施策を県、村がどういう形で今後取り組まれるのかということの関連もございまして、県、村とも記述を具体的に、事務的に詰めさせた上で、最終案には反映させたいと思っております。

【I委員】 今回のB委員の意見とも関係するんですけども、明日香法の意義というのを、ここの2ページのところに、国家的見地から歴史的風土保存のために方策ということ、講ずべきという答申でということが書かれているわけですけども、なぜこれが書かれたかということをもう一度考えていただいて、それをきちっと社会的に位置づけるべきだと思うんです。

といいますのは、先ほどD委員が東大寺というお話をおっしゃいましたけれども、奈良にしても、京都にしても、要するに宗教に負っていて、国が支援をしなくても、寺ですとか、神社ですとか、そういうところに観光は負っているわけですね。だれもそこにお金を入れなくても、寺や神社によって古都は形成されていて、そこに観光客が来る。ある種、日本はそういうところで、海外ももちろんそうですけども、要するに宗教とか、あるいは今回の歴史まちづくり法で位置づけられている各種のお城ですね。それは政治、そのときに、古来から貴族が持ってきたいろいろな展示物だとか、そういう重要文化財が集まっているところ、それももちろん過去の富の形成というところに負っているものであって、そこに対して、国のお金は何ら入れなくても、過去からあったもの、あるいは宗教という、今現在も信心をする方々が皆さんお金を入れている。

ところが、明日香というのはそういうところじゃない。だから明日香法があるんだということ、もう一度きちっとすべきだと思うんです。要するに奈良や京都、鎌倉には明日香法は要らないんだ。だけど明日香にはそれが要る。それはなぜなのかといったときに、やはり民族の歴史というんでしょうか、文化的景観というのは最近言われてきていますけれども、基本的には生活の営みを文化的景観だというふうに文化庁さんのほうで言っていますけれども、それがまさに日本民族の文化的景観そのものを形づくっている。それが不幸にも土の中にあるわけですけども、それが明日香であるという、その辺の位置づけみたいなものをきちっとして、先ほどB委員のお話にもありましたけれども、皆さんご存じのように、最近テレビをつけますと、韓国の歴史物ばかりですね。何かすごい、韓国の農

村だとか、韓国、中国、いろいろなものが出てくるんですけども、日本の飛鳥のころのもの、例えば食事だとか、いろいろなものを万葉館でも拝見しましたけれども、ああいうものを扱うものって、全くないですね。あまり歴史的な考証をきちっとされたものもない。

ということは、やはり日本が民族の歴史というものに対して、教育の中できちっとしてきていない。その辺のところを今回、明日香法というものがこういう意義があるということ、これを教育の中でもやるべきですし、そういった支援がないから明日香村が今大変なんだということをもう一回振り返るべきなのではないかなと、そんな気がいたします。

だからどうしたらいいかというところは、ちょっと保留なんですけど、ただ、それだから国が手を差し伸べるべきものなんだというところをきちっと明確にするべきではないかと思えます。

【委員長】 では、お願いします。

【D委員】 今のI委員の意見に意を強くして、少し力強く発言させていただきたいと思いますが、よくこの原案をまとめていただきました。10ページに書いてあるのですが、明日香村整備計画というのは、県が取りまとめてつくる。「国が策定する基本方針に基づき」と書いてございますが、県は国の出先じゃありませんので、どのように基づくかというのは大いに議論が出るところで、今日もそういう議論だと思います。

地域から見た整備計画をつくる主体から見て、多少困惑といいますか、観点に思えますのは、明日香の値打ちというのは、今、I委員が言われた点になるのですが、単なる里山とは違うんだ。自然の維持だけじゃないんだ。歴史というのがあるから明日香だという点が、国の中で意見がはっきりしていないと、関係者の意見も分かれていると、何が一番ジェニユインなコンテンツかということがキャッチできない。それがあれば、それに沿って許される展示の方法、楽しんでいただける方法を地域で開発し、維持したいという気持ちは十分あるんですけど、その点が、歴史展示のあり方という点で大きな課題だと思います。

明日香法の流れを見てみますと、御井さんが言われた、明日香を歩けば歴史がわかるということでございますが、これが原点だと思います。また、今、G委員がおっしゃる、古代国家形成の記憶というのは大変なキーワードのように思えます。その記憶がどこにあって、どのようにあるのかということはまだ発見されていないというような気はするのですが。そうすると、明日香法の御井さん流に言えば、歩いてもわからないけれども、掘れば多少わかるというのが実態でありますけど、掘ったのをどうするのかということ、手法とか方針が確立されていないというような感じがいたします。

明日香の値打ちを確認、確立する場所がどこなのか。これも1つかもしいないのですが、明日香法の担当が総理府から国交省へ移っていき、文化庁も入ればいいのと思うのですが、文化庁と国交省は随分ニュアンスが、歴史の認識と展示の仕方、保存の仕方では認識が違ふという気がいたします。それをもう少し詰めていかないと明日香の値打ちが結晶化されないと思うんですが、さてということですが、その明日香の値打ちについて、実は、参考資料1に載せていただいているんですが、今日の資料でとすため有識者懇談会をさせていただきました。

名簿は書いてありませんが、参考資料1でざっと書いてございますが、先ほどG委員が言われました歴史認識について、東アジア文明全体を見ないといけない、見ればもう少し明日香の値打ちがわかりますよということも言われています。例えばキトラ古墳には、北緯38度の場所で書かれた天文図というようなものが壁画にありますが、これは平壤とか洛陽の地域の天文図で、そこでしか見られない天文図が明日香にある。これはどういうことだろうか、交流があつたに違ふないということがあまり意識されない。

それと国際交流の跡というのは、この基本方針の中でもあまり触れられていないというようなことですが、歴史認識についても書いてありますが、ナショナリズムとの関係というのがちょっと出てきております。伝統文化との葛藤というのは、実は明日香は伝統文化と渡来文化との葛藤が行われた場じゃないか、政権の中核でありますので。受容された文化、律令、仏教、漢字とかというのがあるのですが、実に天皇制とか神道というのは大きな伝統文化の核なんですが、それとの葛藤の歴史があるということ、日本はなかなか言いにくいところがあつて、歴史学者の人も、古代史学者も、考古学者もあまり言われない。

そういう中で、展示の基本方針というのはなかなか成り立たないというのがまだ今の課題であり、しかしその中で、展示のあり方を追求していかないといけないということを議論していただきましたら、そこには書いてありますが、国際的なことをもう少し考えようという意見も出ていました。それから明日香の値打ちは、存在が近くにありすぎて明日香の人も奈良の人もわかっていないと思います。東京の人はわかっている。高尚に考えて展示していきたい。これは地域の立場としても、より事実に基づき、高尚に考えていきたいと思ひます。それからもう一つは、復原展示。地下のものをそのまま出すのか。ヨーロッパの歴史の復原展示と日本は大いに違ふと思ひますが、先ほど、明日香方式というのはヨーロッパ方式じゃないというふうにも示唆される場所があるんですが、木造のためつぶれた建物の跡はよくわからないんですが、いろいろな宮の跡を、もう少し地上で創造的に

展示できるものかどうかという点が大きな課題になると思います。

その関連で、次のページで、明日香の歴史のあり方がわかるような展示というのは、復原とともに、例えば飛鳥京跡苑池の遺構の復原とか飛鳥寺の塔の復原というアイデアも一部の学者さんから出ております。そういたしますと、事実でわかっているものはもっと積極的に地上でも展示してもいいのかどうか、それから国際交流の跡を展示してもいいのかどうかという、積極的展示が明日香立法でラインとして出てくるのかどうかということでございます。コンテンツがあり、はっきりすれば、わかりやすいところから積極的に展示していきたい。それは明日香の意味を理解してもらう大きな基本になる。それがないと、風景を見ただけで歴史が体感できるということはないというふうに思います。

最後になりますが、古事記、日本書紀、万葉集などについて、古事記ができてから約1300年になるんですが、日本に伝わった中で、律令、仏教、漢字など日本に伝わった中で、その漢字とか仏教というのをもう一度掘り下げて認識した展示をした。場所的にも時代的にも展示をする努力は、地域としてもしたいなと思っておりますが、明日香の整備計画との関係で、多少ご議論いただきたいところがございます。長くなりまして失礼いたしました。

【委員長】 どうぞ。

【事務局】 今のD委員のご説明の補足なんですが、参考資料1の位置づけでございますが、これは奈良県さんのほうで作成した資料でございまして、奈良県において先般、歴史展示のあり方につきまして、有識者の方と座談会をした概要を、奈良県のほうでまとめた資料でございます。すみません、説明がおくれました。

【委員長】 ありがとうございました。ほかにご意見はありますか。

私も委員の一人として、意見といいますか、大分過去の経緯を思い出すこともありましたので、お話しします。

1つは、参考資料4、約10年前になりますが、実は今回の答申はこれ以来のものになります。そのときは、私はまだ相対的に若い委員として、こっちで横にいて、いろいろ議論を覚えていたんですけども、ようやく記憶が戻りまして、今のように、実は最初の審議会するとき事務局でご用意されたのは、実はこの中の具体の施策を展開したいということが当然背景にありまして、答申書のまとめに入ったわけでありまして、本日のような審議同様のことがありまして、明日香の位置づけは何なのか、それは大変重要だということになりまして、実は私も、先ほどのときはまだ記憶が戻っていなかったので恐縮だったん

ですが、第1、明日香村の将来像についてというところの文書の書き込み、特に明日香村及び明日香村の歴史的風土の位置づけについてというところの3項目が、その中の特に、「日本のこころのふるさととしての明日香村」、「アジアの中での明日香村の歴史的風土」、これは各委員からさまざま活発な意見が出て、本日のような議論が生まれて書き込まれたという経緯があります。

ですので、その後の状況の変化もありますので、また今回、各委員からいろいろ貴重な意見を賜っていますので、場合によっては、先ほどの課長の発言ですといいのかと思うんですが、むしろ冒頭に持ってくる感じかもしれませんね。今回ですと、冒頭が法律制度の経緯から出ているわけですが、明日香というのはこういう場所なんだということが最初にあって、それで国としてこういう取り組みをしてきているという流れのほうですっきり頭の中に入るかなという気がしますので、やっと思い出しました。10年前に相当この話がありまして、だからこそ、明日香村のこういうことを国の政策として取り組んでいるんだということをはっきり書きましようということも当時ありましたので、あくまで今回は今回の審議ですが、そこら辺を参考にもしていただいて、また、文化庁の協力も得ながら、できる限り格調高く文章を書いていただけるといいのかなと思います。これはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ、それとのかかわりでございますが、今回、同じように報道発表資料ということで、明日香村で景観法に基づいて、景観行政団体としてこういう取り組みをする。ですから、最終的には家の修復、建て方、あるいは看板等を含めた地元の方々のルール等、きめ細かな共通の地域での運用が大変大事になりますので、この具体化についてはぜひ期待しているところでありますが、従来、県主体の明日香村整備計画と、今後は村が主体となる計画に基づく景観計画、この2つがあるわけですが、明日香村に対する国としての政策ビジョンというのは、整備計画は県主体、今ありましたようにですね。それから景観法の趣旨は、地域のことはできる限りきめ細かく地域でやっていただくという趣旨ですので、国として明日香地方全体をどう考えているのかというのは、少し別の視点で、別の枠組みで議論しておく必要があるのかなと。

ですから、それが一つの審議会の役割だと思うんですが、それは今までストレートに議論したことはなかったと思います。おそらく次の審議をするときには、私はもうこの場におりませんので、今までの経験でいいますと、確かにこれまで、創造的活用というふうにより政策を変えようとか、基金制度をつくろう。それから、整備計画についての国として

の支援の考え方を議論するというのは、いずれも大変重要で必要なことだったと思います
が、最終的には国費をもって、国策としてどの範囲を議論するのかということで、実は文
化庁との協力関係は、国としても、また農水省とも、3省庁で法律をつくっていく時代で
すので、従来議論できなかった議論ができるような、何を言っているかといいますと、例
えば今の国営公園からは高松塚、キトラの区域は抜かれているはずですね。穴抜きですね。
これは、私もこの審議会に入るまで知らなかったんですが、省庁の縦割りを象徴していま
して、そこは文化庁の文化としての管理、そこを抜かれたところが国営公園ということ
ですが、今後はそういうことはないんじゃないかと思います。

です。最終的には、明日香の古代史そのものを的確に展示する場所もないわけ
です。それを国主導でつくるのであれば、やはり文化庁としての一種の、従来の国立東京
博物館とか、奈良とか九州のような大きな箱物ではなくて、一方で国土交通省の持ってい
る国営公園の施設とも連携をとりながら、何らかの、国の立場として明日香全体をとら
えているというものと、県の施設と村が上手に連携をとっていくということなのかなとい
う気がしますので、できればそういうことの、古代国家の形成の地である中で、せつかくこ
ういう独自の法律があって、今後、国としてはこれに取り組んでいきたいと。まだまだ発
掘によっていろいろな新しい資源が出てくると思いますから、それを村で全部というのは
到底無理だし、県でもというのは無理だと思いますので、そこら辺の芽を出していただ
ければなど。

何を言っているかといいますと、整備計画と景観計画では、明日香の地域に対する国の
政策ビジョンとは別の視点のものだと思いますので、それは従来は、この歴史的風土審議
会の中では、まだ議論する時代にはなっていなかったということで、今後は、棚田のこ
とを含めて、3省庁協力して、こういう大変いい時代になりましたので、ぜひ考えてほし
いなど。この審議会の場を使うということでは必ずしもないと思いますが、ぜひ考えてほ
しいなど私は思います。

私はかなり大ざっぱなことしか申し上げない。もう1点は、ぜひこれはお願いでありま
すが、審議会の答申文書は、文書として出す場合と、最近私がかかわったものでは比較的、
参考資料で説明資料とか図案をつけるケースが結構あると思います。これは都市局でもそ
うですし、住宅局もそうだと思うんですが、それを考えて、文章だけでというのはなかな
か理解しにくいので、それと対応でいいと思いますと、現在の参考資料は、あくまで審議のた
めの参考資料ですから、答申の参考資料として考えるとするなら、内容をよりわかりやすく

精選して、ややつくり直す手間が要ると思いますので、そう言う事務局は頭を抱えるかもしれませんが、明日香村のこういう審議の意義をPRするためには重要なのかなと思いますので、ぜひご検討いただけるとありがたいなと思います。

以上3点でございます。これは委員としての意見です。

ほかにご発言、どうぞ。

【事務局】 10年前の答申を踏まえて、もう少し書きぶりを検討させていただきたいと思います。

それから、あくまで明日香も、先ほどからご指摘がありますとおり、国家的な価値を持つ希少な文化財群でございますので、その文化財の保存を核にしながら、それらと一体として、今まで受け継がれてきた歴史的風土をどうするかということでございますので、先ほど国営公園の区域のお話がありましたけれども、キトラだけじゃなくて、高松塚も当然、文化財の本体の保存はきちっと、これは文化庁の文化財行政のコアとしてやっていただいて、それとの連携をとりながら、むしろそれを支援するような形で、この事業は何ができるかというようなことで今までやっておりまして、そのときに、文化庁あるいは国土交通省含めて、どういう地域の目指すべき像といいますか、そこを共有しながら進めていくかという方向をどういうふうに表現できるかということで、文化庁とも相談してまいりたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

【委員長】 さらに各委員からご発言ございますか。よろしくお願ひいたします。

【D委員】 今の委員長の言われたことは、今後の進め方で極めて重要なことだろうと思います。特に文化庁と国交省のポリシーが違くと地域は困ります。しかもこの小委員会は明日香の立法についての中心的というか、ほぼ唯一の検討の場ですので、国の中でも意見を統一するようにしていただきたい。それと、発掘の展示ですけれども、発掘もばらばらなんです。村の教育委員会、国の奈文研、県の檀考研と、発掘の現場で縄張り争いがあるのを直せということをごをぜひ書き込んでほしいと思います。国家の場所だということにばらばらだと、日本のお役所主義的な象徴の場所になっているように思います。

【委員長】 お答えできることがあればお答えを。確かに議事録に残る発言でございますので、よろしくお願ひいたします。

【H委員】 今、D委員のお言葉の中にありました、その件については先般、奈文研、田辺所長で、檀考研の新しい所長、名前をちょっと忘れましたが、明日香村とトップ会談を開いてほしいということで申し込んでおりますので。というのは、今、D委員おっしゃ

っていただいた話が、我々常に思っているものですから、近々その会議が始まって、そこからどういうふうにしていくかという実務会議を持っていきたいなという思いをしています。

それと、先ほどからいろいろな話をさせていただいて、ありがたく思っております。ただ、私もそんなに、いつせんなん、来年せんなん、再来年せんなんという問題にはとらえておりません。ただ基本的なところは、明日香の歴史を50年、60年発掘した中で、変わってきている。当初から、この法案を書いた野呂田先生から、明日香の古都がよその古都と一緒にあれば、別段明日香村法なんてつくらんでいい、違った展開があるということをおれは考えていて見ていた、だから特別措置法を書いたというような話を聞いたこともありましたが、しかしながら、それは少し時間が必要ですと。文化財を相手にして行政なりいろいろなことをやる時には、50年、100年の時間が必要ですということも言われて、おれは死んでしまうなという思いもしないでもなかったんですが、しかし、その都度やっていかななくてはいけないことが、何ぼ確定されなくてもあるだろうから、私は、そこは大いに現代社会の中で、明日香といえども生きているのであるから、そういうことはきちっとこの10年、そして5年の見直しの中で、きちっと見ていくべきだろうと。

そうでないと、一遍に夢物語のようなことには到達しないだろうという思いがしますので、ぜひともいろいろなところでの議論というのを、我々もまた、国家の出発というところの議論は学者の先生にはなかなか、先ほどD委員のお話にあったと思うんですが、社会の仕組みの中で、言いにくい、また実現しにくい社会背景もあろうと思いますので、我々のところでは、政治という中では少し許されるところもあるので、我々は大いに発言をしていきたいと思えます。

そういう長い目で、明日香というものの見る目も、皆さん方に見ていただければ大変ありがたいなという思いがいたしますので、よろしく申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。

そろそろ、実質審議を今日で終えるというためには、今回盛り込む事項について、いろいろこれまで審議を踏まえて、事務局として、細かな文言までは当然無理だと思うんですが、内容構成とか見込みを含めて、もし今の段階でお考えがあれば、それでご了解いただけるようでしたら、細部についてはそれぞれ各委員との確認とかそういう方式で、いろいろなスケジュールから、小委員会としては、できれば次回のときは最終回の小委員会として、報告を議決する小委員会にしたいと考えておりますので、内容構成でご発言がい

ただけるとありがたいなと思うのですが、いかがでございましょうか。

【事務局】 先ほどもちょっとお話し申し上げましたけれども、委員長からもご指摘がありましたとおり、第1章のところ、今までの法律の経緯だけ書いてございますけれども、この中で、もう少し意義というところについて充実するような方向で思っております。特にその内容について、いろいろご指摘がありましたので、文化庁はじめ関係各省とも、国全体として明日香をどういうふうにとらえるのかというようなことを踏まえて、記述の案をつくらせていただいて、また個別に具体的にご相談をさせていただきたいと思っております。

明日香につきましては、45年に保存の閣議決定がありまして、55年に特別措置法ができたわけでございますけれども、全村そういう規制があるということに対する生活基盤の整備、産業基盤の整備というところがスタートでございましたけれども、先ほどD委員からもお話がありましたとおり、県がこの法律に基づいてつくられる明日香村の整備計画の中には、生活産業基盤の整備とあわせて歴史的風土の保存、文化財の保護というような事項も記述するような形になっておりまして、具体的なその辺の書き込み、整備計画の段階でも、また、審議会では整備計画についてお諮りをし、ご意見をいただくような形になっておりますので、まず第1段階として、この答申でどこまで書けるかというようなこと、また、踏まえて、県のほうの整備計画でどういうことを書き込んでいただくことにするのか、その辺も含めて、県なり村ともご相談をしながらまとめたいと思っております。

そのほか、観光に関すること、あるいは交通の問題等々、個別のご指摘については、今までの項目の中の記述で、特に今後の施策のあり方について、F委員のほうからも、もう少し工夫がというようなお話もありましたので、大まかな今の構成の中で、その中身を再検討する形で素案をつくらせていただきまして、また個別にご指導いただければと思っております。

【事務局】 今日のご議論ありがとうございました。大きなところでは、まず、明日香の意義ということをもう少し明確に打ち出すべきだというお話があったと思っておりますが、それについては、今、課長が申しましたように、冒頭のところで書き込めるところまでは書き込んでいこうというふうに考えております。

また、大きな枠組みの話では、F委員のほうから、今まで保全をしてきたということで、新しい意義がそれによってできた。それを引き続き将来に引き継ぎつつ、付加的に活用も考えていくというのが大きな枠組みだとおっしゃいましたが、そのつもりで構成している

と考えているんですが、それがより明確になるようにというご指摘であったと思います。

また、農業と遺跡の保全というお話もありましたけれども、明日香の遺跡は当然、非常に重要なもので、これを保全していくということなんですが、地下に多くある。明日香の特徴的なところは、ポンペイのように人が全然住んでいない、単なる廃墟的な遺跡ではなくて、今なおかつ人が営みを続けていて、今後も続けていくんだ。その人の営みの中で、良好な風景なりが保全されていくのだというところが大きな特徴だと思いますので、それは、どちらも両面見据えながら考えていくということであると思います。これも表現が足りないところがあれば、さらに加えていきたいと思います。

また、今後の施策という点では、大きく言うと、今までは基幹的な生活基盤を充実させていくということが主なところであり、創造的な活用というのが、前回のところで視点が出てきたということかと思えますけれども、さらに今後の10年について見ると、根幹的な基幹的な生活基盤というところも引き続きやるとともに、そこを超えて、さらなる10年先を見据えた生活の基盤ということも考えていかななくてはいけないだろう。それは、今までの根幹的な生活基盤とは少し色彩が違ったものになるだろうというのが、これの大きな方向性として書いているところですが、それについてはおおむねご賛同いただいたのかなというふうに思っております。

また、今日、各委員の先生から具体的な施策についての言及、大変貴重なご示唆もいただきました。これは、この中で含められるものはある程度書き込んで、今後の最終のときまでに、またチェックをしていただきたいと思いますし、また、整備計画の議論の場で具体的にご議論いただくようなこともあると思いますので、その段階で、またご意見を反映したものを出していきたいというふうに思っております。

いずれにせよ次回までには、皆様のご意見を入れたものを、一度事前に見てチェックしていただく機会をつくりますので、よろしくお願い申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。資料7をご参照いただきたいのですが、今のことですが、今後、事務局の方々がかなり汗をかくことになると思いますけれども、最後の取りまとめに向けて今のところの予定をご説明いただければと思います。

【事務局】 それでは、資料7をごらんください。次回の第4回の小委員会の開催につきましては、5月下旬を予定しております。後日、事務局から、委員の皆様に対しましては、今日も何名かの方にはご予約をお伺いしておりますが、また調整した上で、委員長とさらにご相談した上で、第4回を開催するという運びを考えております。

その前に、冒頭の説明で申し上げましたように、小委員会の報告案を起草して、パブリックコメントという運びになりますので、そういったものを経た上で第4回ということで考えてございます。そういう形で考えておりますので、よろしいでしょうか。

【委員長】 それで、ここにありますように、5月下旬にまとめたいというのは、多分その後のいろいろな政策議論の時間のスケジュールから来ていると思いますので、これはぜひ委員の皆様にご意見を伺いたいのですが、先ほど事務局からお話がありましたように、委員のご発言をもとに、いろいろこれから、かなり短期間ですね、決戦で、相当直していただいて、その上で、特に関係する方々にはご意見をちょうだいするというプロセスを踏んだ上で、パブコメの案ということになりますね。

あと、さらに最後、いろいろご意見の中で、文章の表現について、まだご意見があると思いますので、パブコメ期間中にもまたそこら辺は、ぜひ直接各委員から事務局と、意見を出していただければなということで、念頭に置いていただいた上で、さらにこの場で、もしご発言があれば伺いたいのですが、いかがでございましょうか。

【I委員】 一言だけ、すみません、最後になってあれなんですけれども、今後の支援のあり方についてというところなんですけれども、先ほど来、国の支援ないし文化庁さんと国交省さんのというようなお話があるんですけれども、明日香法というか、明日香村が凍結されているという、そのものさえも国民はほとんどの人が知らないわけですね。それを知らしめるためにも、課長の前であれなんですけれども、横浜市で緑の税がちゃんとあれされましたね。要するに市民が緑のために税金を出すということをみんなが認識された。

要するに、明日香のために国民が1人100円でも出すということがあれば、日本の、別に有志だけでもいいんですけれども、そのようなことをしない限り、国が、文化庁が、国交省がと守っているだけでは、なかなか明日香の意義だとかそういうものが伝わっていないので、ここで新たな法というような形の書き方とか、企業ボランティアという形もいいんですけれども、もう少し国民全体に知らしめるような新たな国民の支援のあり方みたいなものを考えていただくようなことを、次回まではご無理かもしれないんですけれども、ご一考いただけたらと思います。拝観料のかわりというふうな考え方で……。

【委員長】 頭出しの文言表現については、各委員の意見をもとに、作成していただければと思いますが、いかがでございましょうか。さらにお気づきの点は個別にご指摘いただくということで、資料7のようなスケジュールで今後進めるということによろしゅうございますか。

そうしますと、時期としては、まだパブリックコメントの案が何日ということは言えませんが、本日、恐縮ですが、資料6に基づいて、各委員のご発言をもとに、先ほど事務局からお話がありましたように、加筆・修正をしていただいて、個別にそれを委員にお送りした上で、パブコメをかけるということになります。小委員会としては、再度開催する物理的になかなか難しいので、そういうやりとりをした上でという前提になりますが、パブコメとして公表する案については、申しわけないのですが、委員長にご一任いただいて、具体的には、さっき言ったやりとりで、事務局から各委員にいろいろ具体のやりとりをさせていただくという前提条件つきでございますが、ご了解いただけると次のステップにつけますので、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

【事務局】 スケジュールが大変タイトでございますが、連休前には早急に、今日の議論も踏まえ、また関係のところともご相談をして、第1次のドラフトというような形で取りまとめたいと思っています。

それと、委員の先生方のご意見を全部賜ってから、それを反映してパブコメというわけにいかない部分もあって、ドラフトのある局面で、パブコメにかけながら、並行して、いただいた意見を反映していくというようなやり方をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

【委員長】 では、審議としてはこれで終わりましたので、最後に、局長から一言お話があるようでしたら。よろしゅうございますか。

【都市・地域整備局長】 ございません。ありがとうございます。よろしく願いします。

【委員長】 今日は大変あっさりしていましたが、多分、最終回では何かもう少しご発言いただけるかもしれませんが、最後、事務連絡を含めて、何かご発言があるようでしたら、もしなければここで終わりにいたしますが、何かございますか。

よろしいですか。では、お忙しい中、ほんとうに活発にご意見をいただきまして、ありがとうございます。これから事務局のほうは少し大変だと思いますが、ぜひ頑張ってください、明日香の諮問答申は約10年ごとということですので、今後も中期的に残るビジョンになると思いますので、ぜひよろしく願いしたいというのが、この小委員会の委員の皆さん一同の願いだと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

本日はこれで審議を終わりにしたいと思います。また次回の小委員会は、ぜひご参集のほど、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

— 了 —